

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会（第3回）

概要

日時： 平成26年11月14日（金）15：30～16：50

場所： 官邸2階小ホール

出席者： 世耕 弘成 内閣官房副長官
和泉 洋人 内閣総理大臣補佐官
池田 弘 公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会会長
翁 百合 日本総合研究所副理事長
川村 雄介 大和総研副理事長
水野 弘道 京都大学 iPS 細胞研究所アドバイザー
古谷 一之 内閣官房副長官補
田中 繁広 内閣官房内閣審議官
小野 尚 内閣府地域経済活性化支援機構担当室長
持永 秀毅 内閣府 P F I 推進室長
松尾 勝 公正取引委員会経済取引局長
三井 秀範 金融庁総務企画局総括審議官
原田 淳志 総務省官房地域力創造審議官
迫田 英典 財務省大臣官房総括審議官
岡本 宰 財務省理財局次長
吉田 大輔 文部科学省高等教育局長
川上 伸昭 文部科学省科学技術・学術政策局長
石田 寿 農林水産省政策評価審議官
松永 明 経済産業省経済産業政策局審議官
富田 健介 経済産業省商務情報政策局長
佐藤 悦緒 経済産業省中小企業庁事業環境部長
江口 洋一郎 国土交通省土地・建設産業局次長
稲葉 一雄 国土交通省国際統括官
中井 徳太郎 環境省大臣官房審議官

1. 開会

冒頭、世耕内閣官房副長官から以下の発言があった。

- ・ 今年5月に行われた前回の幹事会においては、官民ファンドの運営に係るガイドラインに基づく初めての検証として、各官民ファンドの運営状況の検証結果が報告されたところである。
- ・ 本日は、第1回検証報告における指摘事項への対応状況等について、平成26年9月までの各官民ファンドの実績に基づいて取りまとめられた第2回の検証結果について議論を行っていただきたい。特に前回の幹事会において有識者の皆様から御指摘いただいた投資決定プロセスの透明化、あるいは前回の幹事会において設定されたKPIの進捗・達成状況について、しっかりと検証させていただきたい。

- ・ なお、先月、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構が成立され、官民ファンドの新たな活用への期待がより一層高まっているところである。
- ・ この幹事会では、横串のチェックを踏まえて、所管する府省の適切な監督のもと、各官民ファンドに、日本経済成長のため、効果的・効率的に機能を発揮していただきたいと考えているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

2. 議題1：官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告（第2回）について

○検証報告について、田中内閣官房内閣審議官から資料1に沿って説明

○各官民ファンドへの指摘事項への対応状況、投資決定プロセス及びKPIの進捗・達成状況について、各所管府省から資料1別紙3~5に沿って説明

3. 議題2：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構について

○機構の概要及びKPIの検討状況等について、国土交通省から資料2に沿って説明

4. 議題3：独立行政法人科学技術振興機構について

○機構の概要及びKPIの設定等について、文部科学省から資料3に沿って説明

5. 議題4：株式会社産業革新機構に対する実地監査について

○機構に対する実地監査について、財務省から資料4に沿って説明

6. 議題の内容について、有識者委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・ 科学技術振興機構について、官民イノベーションプログラムとのデマケーションが外部から見たときにどうなのか。しっかりとデマケーションしていく必要がある。
- ・ 科学技術振興機構について、投資委員会が外部有識者で構成されているが、ガバナンスの観点から何か問題があったときに同委員会はどういう形で責任を取るのか定めておく必要がある。
- ・ 財務省理財局が実施した産業革新機構に対する実地監査について、支援先の経営状況に係るモニタリング態勢の強化についての話があったが、あまりモニタリングを強化してしまうと、民間の事業者に対して過剰介入になってしまうこともあり得るので、民間の事業を運営する際の効率性についても配慮する必要がある。
- ・ 科学技術振興機構について、アーリーな技術に対し投資をするものだと思うが、KPIの設定において、民間の出資の呼び水効果が2.0倍超というのは目線が低過ぎるのではないか。このレベルの段階での出資を考えるとすれば、その後の出資は何十倍ぐらいにならないとビジネスにならない。KPIの出資の呼び水効果の倍率については、アーリーベンチャーの現実に即して再検討する必要がある。
- ・ 海外交通・都市開発事業支援機構について、社外取締役の人員構成に気になる点がある。同機構の事業はプロジェクトファイナンスに基本的になると思うが、様々な銀行が色々な形で事業へ参加することが予想される中で、社外取締役の3名が現役の銀行

の部課長クラスということについて、ガバナンス上どうかという懸念があるため検討し直してもらいたい。

- ・ 海外需要開拓支援機構について、国会でも指摘されていたが、公序良俗に反するような商品が売られていたのではないかという案件に関して、公的資金を入れるものでそのような商品の販売がなされるということ、また、海外から政府が投資したファンドのビジネスが公序良俗に反するようなものを売っていると見られるということは絶対に避けねばならない。なぜ事前のデューデリジェンスでそれが防げなかったのか。こういった事態が起きた場合の取扱いについて、しっかりと考えてもらいたい。
- ・ 財務省理財局が実施した産業革新機構に対する実地監査について、官民ファンドに対してこういった監査が出来ることは非常にいいことであり、レポートもよく作られているので感謝している。そこで、産業革新機構について気になることは、アーリーベンチャー対応に関して、迅速化措置ということで 10 億円以下の案件については、通常であれば産業革新委員会において認可が要るところであるが、報告で済むようになっている。今までガバナンスで議論してきた産業革新委員会のプロセスを経ていないということであるが、経済産業省としてどういう形でアーリーベンチャーを定義しているのかということも含めて懸念を感じている。また、通常の投資委員会とアーリーベンチャーの投資委員会のメンバーが違うかのように書いてあるが、実際にメンバーは違うのかどうかについて教えてもらいたい。
- ・ 官民イノベーションプログラムについて、東京大学の進捗が遅くなっているのもう少し具体的な日程等を示してもらいたい。
- ・ 各ファンドの KPI について、地方創生に関してそれぞれのファンドの特性に応じた水準の KPI の設定をしてもらいたい。一例として、海外交通・都市開発事業支援機構で KPI の参考指標として地方企業の参加状況を挙げてもらい、素晴らしいことだと思う。ただ、もっと具体的に数値化してもらいたい。
- ・ まち・ひと・しごと創生会議で示された総合戦略骨子の中で、従来の政策は府省庁・制度ごとの縦割構造が問題であると指摘されている。官民ファンドについても、各ファンドが所管府省の縦割ではなく、状況に応じて横断的に、共同で参画する可能性はあるのではないかと。そうすることで政策効果が高まるケースもあるのではないかと思う。また、各ファンドがそうした効果を意識することはもちろんだが、事務局のほうでもファンド同士が連携する可能性や、そうした場の設定について検討してもらいたい。
- ・ KPI について、A 評価、B 評価及び N 評価と区分しているが、元々の目標設定が高い KPI、低い KPI と色々あるので、今回 A 評価となっている KPI についても引き続きしっかりと取組んでもらいたい。
- ・ 農林漁業成長産業化支援機構のサブファンドについて、案件組成の実績が少ない、著しく少ないものがあるとのことだが、これは全部のファンドに共通するところだと思うが、サブファンドというものはどうしても規律が間接的になってしまうリスクを内包しているように思う。その意味で、サブファンド方式については、しっかりガバナ

ンスをするとともに、サブファンド方式が本当に効果的かどうかということも含めて、必要性及び妥当性を検証していくことが重要である。

- ・ 収益性の KPI について、1.0 倍超の設定というバランスが重要である。つまり、余り大きな収益が上がり過ぎるとするのは、そこで競争の問題というものが裏側にあるかもしれないということである。官民ファンドがエクイティスポンサーであること自体が競争を歪めているというのは、官民ファンドのどうしても必要悪なところ。収益を上げることは非常に重要だが、民間の競争上のことによく配慮しながら収益性の確保を達成していくことが重要である。
- ・ 産業革新機構など幾つかのファンドでは EXIT の局面に入ってきているが、EXIT 時の利益相反に関する透明性及び公平性の確保について、しっかり監督できる体制をつくることが重要である。
- ・ アウトソーシングについて、アウトソーシング自体はノウハウとか知見を広げていく意味で非常に重要であると思っているが、どういう方針でアウトソーシングを行っていくのか、また、公正にアウトソーシングの事業を実施するコンサルティング会社、会計監査人等をどのように選んでいくのかということもしっかりと方針を立てて公正にやっていく必要がある。

○有識者委員からの個別事案に関する質問については早期に整理して回答する一方、個別事案に関する指摘事項や、横断的に検証すべき指摘事項については、事務局で引き取り、次回に向けて作業することを前提に、「官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告（第2回）（案）」について了承し、議長に一任することで了解が得られた。

7. 閉会

(以上)